

# 議 決 事 項

公告第 5 号

諸規則等の一部改正について

宮城県国民健康保険団体連合会保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業規則の一部を改正する規則

宮城県国民健康保険団体連合会保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業規則（平成 18 年規則第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条の次に次の 1 条を加える。

第 11 条の 2 連合会は、各年度につき、各会員市町村の当該年度の前年度（平成 28 年度にあつては、当該年度の前年度及びその直前の 2 箇年度）の 80 万円超合算額並びに各都道府県内のすべての会員市町村の当該年度の前年度（平成 28 年度にあつては、当該年度の前年度及びその直前の 2 箇年度）の 80 万円超合算額の合算額を、当該年度の 10 月 1 日までに当該市町村の属する都道府県に通知しなければならない。

附 則

この規則は、平成 28 年 8 月 1 日から施行する。

公告第 6 号

平成 28 年度各種会計歳入歳出補正予算

平成 28 年度介護保険事業関係業務特別会計（介護給付費支払勘定）歳入歳出補正予算（第 1 号）

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,499,698 千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 163,985,533 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表「歳入歳出予算補正」による。

平成 28 年度一般会計歳入歳出補正予算（第 1 号）

平成28年度宮城県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,908千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ499,456千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表「歳入歳出予算補正」による。

---

平成28年度診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第1号）

平成28年度宮城県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34,948千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,698,132千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表「歳入歳出予算補正」による。

---

平成28年度診療報酬審査支払特別会計（診療報酬支払勘定）歳入歳出補正予算（第1号）

平成28年度宮城県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（診療報酬支払勘定）歳入歳出補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15千円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ179,367,764千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表「歳入歳出予算補正」による。

---

平成28年度診療報酬審査支払特別会計（公費負担医療費支払勘定）歳入歳出補正予算（第1号）

平成28年度宮城県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（公費負担医療費支払勘定）歳入歳出補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ195,262千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,576,398千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表「歳入歳出予算補正」による。

---

平成28年度診療報酬審査支払特別会計（出産育児一時金等に関する支払勘定）歳入歳出補正予算  
（第1号）

平成28年度宮城県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（出産育児一時金等に関する支払勘定）歳入歳出補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,400,078千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表「歳入歳出予算補正」による。

---

平成28年度保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業特別会計歳入歳出補正予算（第1号）

平成28年度宮城県国民健康保険団体連合会保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業特別会計歳入歳出補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,513,232千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62,502,003千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表「歳入歳出予算補正」による。

---

平成28年度職員退職手当特別会計歳入歳出補正予算（第1号）

平成28年度宮城県国民健康保険団体連合会職員退職手当特別会計歳入歳出補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ212千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49,216千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表

「歳入歳出予算補正」による。

---

平成28年度介護保険事業関係業務特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第1号）

平成28年度宮城県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29,576千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ777,414千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表「歳入歳出予算補正」による。
- 

平成28年度介護保険事業関係業務特別会計（介護給付費支払勘定）歳入歳出補正予算（第2号）

平成28年度宮城県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計（介護給付費勘定）歳入歳出補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ163,985,560千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表「歳入歳出予算補正」による。
- 

平成28年度介護保険事業関係業務特別会計（公費負担医療等に関する報酬等支払勘定）歳入歳出補正予算（第1号）

平成28年度宮城県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計（公費負担医療等に関する報酬等支払勘定）歳入歳出補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32千円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,176,136千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表「歳入歳出予算補正」による。
-

平成28年度障害者総合支援法関係業務等特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第1号）

平成28年度宮城県国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,072千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68,066千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表「歳入歳出予算補正」による。

平成28年度障害者総合支援法関係業務等特別会計（障害介護給付費支払勘定）歳入歳出補正予算（第1号）

平成28年度宮城県国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計（障害介護給付費支払勘定）歳入歳出補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31,072,711千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表「歳入歳出予算補正」による。

平成28年度障害者総合支援法関係業務等特別会計（障害児給付費支払勘定）歳入歳出補正予算（第1号）

平成28年度宮城県国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計（障害児給付費支払勘定）歳入歳出補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,977,442千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表「歳入歳出予算補正」による。

平成28年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第1号）

平成28年度宮城県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,365千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,055,020千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表「歳入歳出予算補正」による。

---

平成28年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計（後期高齢者医療診療報酬支払勘定）歳入歳出補正予算（第1号）

平成28年度宮城県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計（後期高齢者医療診療報酬支払勘定）歳入歳出補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ233,515,762千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表「歳入歳出予算補正」による。

---

平成28年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計（公費負担医療に関する診療報酬支払勘定）歳入歳出補正予算（第1号）

平成28年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計（公費負担医療に関する診療報酬支払勘定）歳入歳出補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ452,463千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表「歳入歳出予算補正」による。

---

平成28年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第1号）

平成28年度宮城県国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,194千円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52,577千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表「歳入歳出予算補正」による。

---

平成28年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計(特定健診・特定保健指導等費用支払勘定)  
歳入歳出補正予算(第1号)

平成28年度宮城県国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計(特定健診・特定保健指導等費用支払勘定)歳入歳出補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ110,102千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表「歳入歳出予算補正」による。

---

公告第7号

## 平成27年度事業報告

### ○会務運営に関する事業

#### 1 会務運営等の具体的方針を決定するための諸会議の開催

- ①通常総会・理事会・監事会・三役会議
- ②国保(介護)問題調査研究委員会、市町村国保(介護)主管課長・国保組合事務(局)長会議
- ③外部監査
- ④理事会・定期総会(国保中央会主催)
- ⑤複式簿記財務諸表の作成、検証及び分析並びに複式簿記の運用

#### 2 関係機関主催の諸会議への参加

- ①国保中央会関係
- ②東北地方国保協議会関係
- ③宮城県関係

### ○事業振興に関する事業(国保制度長期安定化への対策を含む)

#### 1 国保制度改善強化策

- ①国保制度改善強化全国大会への参画及び陳情事項の実行運動

②県国保運営協議会連絡会との連携

2 国民健康保険事業功労者表彰

①厚生労働大臣表彰

②国民健康保険中央会表彰

③宮城県国民健康保険団体連合会理事長表彰

○診療報酬審査支払等業務（医療費適正化対策の強化を含む）

- 1 国保、後期高齢者医療及び各種公費診療報酬納入支払業務
- 2 審査業務の充実強化
- 3 国保診療報酬審査委員会の円滑な運営
- 4 柔道整復療養費審査委員会の円滑な運営

○保険者事務共同事業（電算、第三者、財政安定化、高額医療費、高齢者医療制度円滑導入、乳幼児、特別徴収事務、出産育児）

- 1 国保総合システムを活用した業務の推進及び保険者業務支援システムの利用による保険者支援の推進
- 2 国保中央会等との連携によるシステムの機能改善と安定的運用の推進
- 3 後期高齢者医療請求支払システム等の業務の推進
- 4 第三者行為求償事務
- 5 保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業等
- 6 国保高齢者医療円滑導入基金事業
- 7 社会保険乳幼児共同処理
- 8 出産育児一時金等の直接支払
- 9 医療機関に係る返還金処理業務
- 10 保険者間調整業務
- 11 県単独事業に関する業務

○国保運営資金融資事業

- 1 国保運営資金融資事業

○保険者支援事業（研修及び支援事業、調査研究、広報、啓発）

- 1 保険者支援事業の推進
- 2 医療費・疾病分析等資料の作成
- 3 広域連合受託業務
- 4 広報誌みやぎの国保の発行
- 5 国保情報の提供
- 6 国保新聞購読助成
- 7 広報パンフレット及びポスター等の作成
- 8 共同印刷、参考資料の斡旋等
- 9 関係機関主催の諸会議への参加



○保健事業

- 1 地域医療と保健対策事業の充実
  - ①国保診療施設協議会及び関係組織への積極的支援
  - ②保健・医療・福祉に関する情報等の共有
  - ③関係機関主催の諸会議への参加
- 2 保険者保健事業との連携及び保険者支援事業の充実強化
  - ①保険者保健師等との連携
  - ②データヘルス計画の推進
  - ③市町村保健事業支援モデル事業等の共同企画の支援
  - ④在宅保健活動者による市町村への積極的支援
  - ⑤国保料(税)収納対策

○特定健診・特定保健指導データ管理

- 1 特定健診等データ管理の適正な運用

○介護保険に関する事業

- 1 関係機関との連携に関する事業
  - ①担当職員説明会の開催
  - ②国保中央会等説明会への参加
  - ③東北地方国保協議会関係
  - ④保険者支援の充実・強化
- 2 指定事業者等への適正な情報等の提供
- 3 審査支払業務の円滑な運営
  - ①介護給付費審査委員会の運営
  - ②介護給付費等のインターネット請求の推進
  - ③システムを活用した効率的な業務の運用
  - ④ホームページの活用
- 4 介護給付適正化対策事業の保険者支援の充実
  - ①関係機関との連携
  - ②国及び県との連携による事業の推進
  - ③介護給付縦覧点検事務の推進
- 5 年金特別徴収経由機関事務等の円滑な運用
  - ①年金特別徴収経由機関事務
- 6 苦情処理に関する事業
  - ①介護サービス苦情処理委員会の円滑な運営
  - ②システムを活用した効率的な業務の運用
  - ③介護サービスの質の向上に関する事業の実施
  - ④介護サービスワンランクアップ事業
  - ⑤関係機関主催会議への参加
- 7 高額医療・高額介護合算事務の円滑な運用

○障害者総合支援に関する事業

- 1 関係機関との連携に関する事業
  - ①担当職員説明会の開催
  - ②国保中央会等説明会への参加
  - ③保険者支援の充実・強化
  - ④県・仙台市主催事業者説明会への参加
- 2 支払業務の円滑な運営
- 3 ホームページの活用

○後期高齢者医療広域連合からの受託業務の拡大

- 1 療養費支給申請書点検業務
- 2 診療（調剤）報酬明細書点検業務

○被災市町に対する継続的な支援

- 1 東日本大震災により甚大な被害を受けた市町に対する支援

○保険者協議会

- 1 保険者協議会の各種会議の運営
- 2 特定健診等集合契約代表者会議の運営
- 3 関係機関主催会議への参加

---

公告第8号

平成27年度各種会計歳入歳出決算

(平成27年度各種会計決算状況のとおり)

---

財産目録

(別表のとおり)

---

財産の処分について

次のとおり財産を処分したいので国民健康保険法第27条第1項第6号の規定により、議決を求める。

資産名	対象会計	積立額	
		内訳	合計
財政調整基金 積立資産	診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）	67,100,000円	158,368,000円
	介護保険事業関係業務特別会計（業務勘定）	18,198,000円	
	障害者総合支援法関係業務等特別会計（業務勘定）	4,021,000円	
	後期高齢者医療事業関係業務特別会計（業務勘定）	66,049,000円	
	特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計（業務勘定）	3,000,000円	

公告第9号

次期国保総合システムデータセンターハウジング業務に係る債務負担行為の補正

平成28年2月19日開催の平成27年度第2回通常総会において議決した債務負担行為について、次のとおり補正する。

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
次期国保総合システムデータセンターハウジング業務	平成28年度から 平成32年度まで	千円 91,800	平成28年度から 平成32年度まで	千円 160,591

介護保険システム運用業務等に係る債務負担行為

宮城県国民健康保険団体連合会財務規則（平成11年規則第2号）第15条の6の規定に基づき、次のとおり債務負担行為を設定する。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	限度額	前年度末までの 支 出（見 込） 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左の財源内容		
		期 間	金 額	期 間	金 額	特定財源		一般財源
						国・県 支出金	その他	
1 介護保険システム運用業務について、平成31年度までに90,090千円を限度として支払うものとする。（介護）	千円  90,090		千円	H 2 9 ～ H 3 1	千円  90,090	千円	千円	千円  90,090
2 障害者総合支援システム運用業務について、平成31年度までに18,018千円を限度として支払うものとする。（障害）	18,018			H 2 9 ～ H 3 1	18,018			18,018
3 特定健診等データ管理システム運用業務について平成30年度までに、35,381千円を限度として支払うものとする。	35,381			H 2 9 ～ H 3 0	35,381			35,381